

特定非営利活動法人自立支援ネットにいがた 倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人自立支援ネットにいがた（以下「当法人」という。）の役職員による厳正な倫理に則った職務の遂行に資するために必要な事項を定めることにより、当法人の公正かつ適正な事業活動の確保を目的とする。

(組織の使命及び社会的責任)

第2条 当法人は、当法人の設立目的に従い、居住困窮を自分ごととして捉え、困難な居住生活を余儀なくされている人たち（以下、本定款において「居住困窮者」と称する。）に向けて、安定した住居の提供および就労支援を中核とする生活援助に関する事業を行い、居住困窮者が援助を受けただけでなく、社会の中で役割を果たすことができるようにし、すべての人々が安心して人間らしく暮らせる社会環境を創り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とし、その事業運営に当たるものとする。

(社会的信用の維持)

第3条 当法人の役職員は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第4条 当法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

(法令等の遵守)

第5条 当法人は、関連法令及び当法人の定款、各規程・内規等を厳格に遵守し、社会的規範に背くことなく、適正に事業を運営するものとする。

(私的利益の禁止)

第6条 当法人の役職員は、公益目的事業に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反及び特別な利益供与の防止)

第7条 当法人は、役職員が職務の執行に際して当法人との利益相反が生じる可能性がある場合には、直ちにその事実を開示させてその内容を確認し、法令、当法人の定款及び他の規程・内規等に従って取り扱うものとする。

2 当法人は、法令に従い役職員をはじめ特定の個人又は団体に対して特別な利益を供与してはならない。

3 総会又は理事会の決議に当たっては、当該決議について特別な利害関係を有する会員又は役

員を除いて行わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第8条 当法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、会員、寄付者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めるものとする。

(個人情報保護)

第9条 当法人の役職員は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第10条 当法人の役職員は、事業活動推進の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規定遵守の確保)

第11条 当法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和5年12月3日から施行する。